

第五次熱海市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略 策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

第五次熱海市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、「第五次熱海市総合計画前期基本計画」（以下、「前期基本計画」という。）及び人口減少克服・地方創生を目的とした「第二期熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第二期総合戦略」という。）が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「第五次熱海市総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）及び「次期総合戦略」を策定することを目的とする。

策定に当たっては、人口の現状と将来の展望を示した「第二期熱海市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「第二期人口ビジョン」という。）」の見直しと令和5年度を始期とする国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するための目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する必要がある。

以上のことから、変化する社会・経済状況や本市の抱える様々な課題、前期基本計画の成果を踏まえるとともに、幅広く市民の意見やニーズを取り入れる必要があるが、多くの労力と専門的なデータ収集・分析・検討が必要となることから、効率的に策定作業を進めつつ実効性のある「後期基本計画」とするため、策定作業に係る業務について、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策定の支援を実施できる事業者の本策定業務の一部を委託するものである。

なお、「次期総合戦略」については、「第五次熱海市総合計画」における重点施策として「後期基本計画」に位置付け、両計画を一体的に策定するものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務の概要

（1）市の現況把握及び構造の分析（令和6年度実施）

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）の収集・分析、現況基礎データの収集・整理及び本市を取り巻く社会・経済情勢のトレンドの整理を行い、計画策定の基礎とする。

（2）市民アンケート調査の実施と報告書の作成（令和6年度実施）

「後期基本計画」策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。アンケートは郵送により配布し、返信用封筒で回収する形式またはインターネット上で回答する形式で調査を行う。

回収されたアンケートの回答は、入力・集計・分析等を経て報告書としてとりまとめ、「後期基本計画」への反映を行う。

・対象者及び票数

- ① 一般市民：1,000票（回収率見込み：40.0%）
 - ② 中高生世代：1,000票（回収率見込み：80.0%）
 - ③ 関係人口対象者：400票（回収率見込み：40.0%）
- ※インターネット回答併用

・アンケート調査実施に係る作業分担

発注者	受託者
実施方針の確定	調査票案の作成と補修正
調査票案の検討と確定	自由記述回答部分の整理
対象者の抽出及び宛名ラベル作成	調査票及び発送・回収用封筒の印刷
アンケート配布・回収経費負担	封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業
回収調査票の管理	回収調査票の開封・入力
調査結果報告書案の検討	単純集計・クロス集計
調査結果報告書の確定	調査結果の分析
	調査結果報告書案の作成と補修正
	調査結果報告書の作成（データのみ）
	調査結果の後期基本計画への反映の検討

(3) トップインタビューの実施（令和6年度実施）

市長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とする。

(4) 前期基本計画及び第二期総合戦略の総括（評価及び検証）（令和6年度実施）

「前期基本計画」及び「第二期総合戦略」の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、「後期基本計画」への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、「後期基本計画」策定の基礎とする。

総括結果は、外部有識者等で構成する熱海市総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び熱海市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に報告する必要があることから、総括結果を分かりやすく報告書にまとめる。

①前期基本計画

「前期基本計画」の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

②第二期総合戦略

「第二期総合戦略」の具体的な取組の進捗状況やKGI（重要目標達成指標）、KPI（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

(5) 第二期人口ビジョンの検証・見直し（令和6年度実施）

「第二期人口ビジョン」の推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、推計結果や国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計等を踏まえ、熱海市の示す方針に基づき、熱海市が目指す人口、地域社会像等の将来展望を記載した「第二期人口ビジョン」について、必要に応じて見直しする。

(6) 市民職員合同会議実施支援（令和6年度・7年度にわたって実施）

住民参画の一環として、基本構想に示した将来都市像を実現するために後期基本計画に位置づける諸施策を住民とともに考えるためのワークショップ（30人程度×4回程度）を実施する。後期基本計画に位置づける諸施策が「絵に描いた餅」にならないよう当該施策に関係する市職員が「我が事意識」を持ち、積極的に参画する仕組みづくりが必要不可欠である。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置、受託者独自提案等）を行い、「後期基本計画」への反映を行う。

(7) 主要課題の整理（令和6年度・7年度にわたって実施）

(1) から (6) までの調査結果を踏まえ、「次期総合戦略」と一体となった「後期基本計画」の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。

(8) 後期基本計画及び次期総合戦略案の策定（令和6年度・7年度にわたって実施）

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

「後期基本計画」においては、「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「次期総合戦略」については、「後期基本計画」の中の重点施策として位置づける。

「後期基本計画」に定める各種施策等についてPDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るため、適切かつ効果的な進捗管理方法及びこれに必要な各種様式等の提案を行う。また、各種施策等の進捗状況を測るKPIをはじめとする各種指標及びその計測方法等についても提案を行う。進捗管理方法については、進捗管理に要する市職員の労力を極力少なくすることを旨とするとともに、審議会や策定委員会その他の会議等における実質的な検証を可能とするものを提案することとする。また、各種指標については、アウトプット指標を原則とし、当該施策等の進捗状況を測るにふさわしい指標を提案するとともに、市職員において毎年容易かつ確実に数値を知りうるものを提案すること。

①後期基本計画

- ・次期総合戦略（重点施策）と整合した計画体系及び施策の展開内容の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するKPI等の提案
- ・施策の目的達成までの論理構造（ロジックモデル）を意識した指標と目標値設定の提案
- ・住民の満足度に着目した目標設定（ウェルビーイング指標）の検討・提案
- ・SDGsを推進するため、SDGsのゴール・ターゲット等を参考にした取組や評価指標等の提案

- ・上記を踏まえた「後期基本計画」素案の作成

②次期総合戦略（重点施策）

- ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を踏まえた基本的考え方や基本目標等の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するKPI等の提案

③進捗管理方法

- ・PDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るため、適切かつ効果的な進捗管理方法等の提案
- ・毎年容易かつ確実に数値を知りうるができる各種施策等の進捗状況を測るにふさわしい指標の提案

(9) パブリック・コメントの実施支援（令和7年度に実施）

「後期基本計画」「次期総合戦略」「次期人口ビジョン」（以下、「後期基本計画等」という。）の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(10) 審議会等の運営支援（令和7年度に実施）

審議会（4回開催中1回程度）、策定委員会（4回開催中1回程度）等に参加し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

(11) 概要版の原稿作成（令和7年度に実施）

確定した「後期基本計画等」を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線及び子ども目線でわかりやすくとりまとめる。

(12) 計画書及び概要版の印刷製本（令和7年度に実施）

確定した「後期基本計画等」の計画書及び概要版の印刷製本を行う。5. 成果品の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを用意すること。

5. 成果品

(1) 市民アンケート結果報告書（集計データ含む） 電子データ一式

(2) 前期基本計画及び第二期総合戦略評価・検証報告書 電子データ一式

(3) 人口ビジョン検証・修正案 電子データ一式

(4) 市民職員合同会議に関わる報告書 電子データ一式

(5) 総合計画本編 300部

印刷仕様：A4判、160頁程度、4色刷り、表紙・本編4色刷、全頁デザイン調整有

(6) 総合計画概要版 1,000部

印刷仕様：A4判、12頁、4色刷り、マットコート、ダイレクト印刷

(7) 本業務関連の電子データ（CD-ROM）

修正可能な電子データ及びPDFデータ

6. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。

7. 受託者の責務

受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、市と協議のうえ、誠意を持って対応するものとする。

8. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と必要に応じて協議・打合せを綿密に行うものとする。

9. 資料の貸与

市が所有している資料(電子データを含む)で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

10. 市民等情報の取り扱い

(1) 本業務を行うために市が提出した市民等情報については、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ① 漏えい、紛失及び改ざんすること。
- ② 本業務以外に使用すること。
- ③ 市の許可無しに第三者に提供すること。
- ④ 市の許可無しに複製すること。

(2) 市民等情報に関して提出した資料は、市に返還し、また、電子データは消去しなければならない。

(3) 市民等情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

11. 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。なお、市の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。

12. その他

(1) 本業務を進めるにあたって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び熱海市個人情報保護法施行条例の規定に従い、適正に取り扱うこと。

(2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。